

## こども大綱の策定に向けた中間整理案に対する

### 「児童虐待防止対策部会」意見書

児童虐待防止対策部会において、こども大綱の策定に向けた中間整理の案について検討を行った結果、委員からの意見を踏まえ、以下の点について、こども大綱の策定に向けた中間整理への反映を検討していただきたい。

#### 全体について

##### (当事者の視点に立った表現について)

例えば「困難を抱える」という表現は、困難を抱えざるを得ないこどもに十分に配慮されていないため「困難な状況にある」とするなど、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、全ての人にとって馴染みやすい表現とするよう留意していただきたい。

#### 第2 こども施策に関する基本的な方針

##### (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに考えていく について

##### (こども・若者の意見表明について)

「社会に参画できるようになるためには」とされているが、社会への参画にかかわらず、虐待を受けたり社会的養護下にあるこどもの意見が聞かれることそのものが尊重される社会をつくるというこどもの権利条約第12条の観点を踏まえた記載としていただきたい。

##### (外国にルーツを持つこどもについて)

虐待をはじめとする困難な状況にある家庭には外国籍のこどももおり、「声にならない声を聴く」姿勢をすべての大人が持つことが大切。言語や文化の壁等に悩み、保護者の生活にも困難を抱えがちな外国にルーツを持つこどもたちの支援の視点を入れていただきたい。

##### (こどもの意見を反映できない場合の対応について)

虐待を受けたこども等への一時保護や措置等の対応に当たっては、こどもの最善の利益のためにこどもの意見を反映できない場合もあるが、そういった場合であっても、こどもが納得できるように説明を尽くすことが大切であり、その観点を踏まえた記載とし

ていただきたい。

**(3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する について**

**(身体的・精神的・社会的な視点について)**

虐待をはじめとする困難な状況にあるこどもと家庭への切れ目ない支援の実現には、様々な分野の関係機関の連携が必要であるが、その際は身体的・精神的・社会的な視点が必要であり、追記していただきたい。

**(4) 良好な成育環境を確保し、格差や貧困の解消を図り、全てのこども・若者がウェルビーイングを向上させながら成長できるようにする について**

**(支援者支援について)**

支援者としての負荷も高い児童相談所等の人材を確保・養成した後の資質や専門性の向上のために、支援者支援が重要であることから、その点追記していただきたい。

**第3 こども施策に関する重要事項**

**(4) こどもの貧困対策 について**

**(成人への移行期にある若者への支援について)**

親からのネグレクト等により本来必要な援助が受けられず、社会的に孤立を深めるなど困難な状況に置かれている学生などの大人への移行期にある若者についても支援につなげていくべきであることを明記していただきたい。

**(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進 について**

**(養育者自身が置かれている困難に対する支援について)**

虐待をする親が被虐待経験がある場合もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を行い、どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないようにしていく必要がある旨を明記していただきたい。

**(こどもや親子の居場所支援について)**

生活に困難を抱えて暮らすこどもや親子にとって、信頼できる大人に話を聞いてもらい、食事等ができる地域の居場所は重要であり、そうした居場所を充実させていくことを記載していただきたい。

#### **(地域における支援体制について)**

地域の学校や民間団体、要保護児童対策地域協議会などの連携による、地域における包括的な支援体制により虐待予防の取組を強化していくことを記載していただきたい。

#### **(支援が必要な若年女性等への相談窓口の周知)**

予期せぬ妊娠に悩む若年女性等が相談窓口や支援団体につながる環境づくりが求められている。支援を必要としている本人に届くよう、相談窓口の周知等について追記をお願いしたい。

#### **(一時保護所の職員配置や施設設備の改善等について)**

一時保護施設も、家庭と同様の養育環境として、こどもの個別性を尊重したケアを提供できるよう、職員配置、施設設備や学習支援の強化など環境改善を進める必要がある旨を追記いただきたい。

さらに、一時保護委託の場合でもこどもの権利が守られるよう取り組むことについても追記をお願いしたい。

#### **(虐待等により家庭から孤立したときの居場所)**

親子関係で摩擦が起きやすい時期のこども・若者が家出をする一方で、一時保護に抵抗感の強いこどもも多く、「ト一横」等で過ごす状況がある。親に対する子育て支援も重要であるが、こども・若者が家にいることができないときに安全に過ごせる場所について検討していくべき。

#### **(幅広い親子関係再構築支援の必要性)**

親子再統合支援について記載があるが、こどもの気持ちを十分に踏まえ、家庭復帰も含めた様々な形の親子関係の再構築を支援していく必要がある。それを踏まえた記載にしていきたい。

#### **(性被害を受けたこどもの二次被害等の負担軽減)**

性被害を受けたこどもに対する聴取の際は、二次被害、またトラウマに対する特段の注意が必要であり、精神的・身体的にこどもの負担軽減に取り組むことが重要であることについて記載をお願いしたい。

#### **(市町村の人員体制強化)**

今後の児童虐待対応は予防の強化の必要がある。児童相談所だけでなく、市町村の専門性も含めた体制強化も重要であるのでその点追記をお願いしたい。

**(児童相談所等におけるICT化の推進)**

児童相談所の業務負担が大きい中、職員が家庭との面談や訪問、ケース検討等の中核的な業務に注力できるよう、それ以外の業務の効率化を図ることが重要。そのため、児童相談所やこども家庭センターのICT化の推進について追記をお願いしたい。

**(パーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの推進)**

パーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意した児童相談所におけるケースマネジメント推進について追記をお願いしたい。

**(ヤングケアラーの支援にあたる際の家庭へのアセスメントの重要性等)**

ヤングケアラーの支援にあたっては児童虐待防止の観点から、親のネグレクト（児童虐待）のリスクも考慮して家庭をアセスメントする視点が重要だと考えられる。このような視点も含んだ追記をお願いしたい。一方で、ヤングケアラーであることがすなわち「虐待」とは限らず、当事者にとってもそのように捉えがたいこともあるので児童虐待防止対策に位置づけるのではなく、並列で記載すべき。